

令和6年流山市教育委員会会議第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年6月27日（木曜日）
開会 午前9時35分
閉会 午前9時45分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 澁木 宏紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
教育総務課長 新倉 英之
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 佐々木 武男
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課庶務係長	石川 春樹
		教育総務課主事	石戸 寛論

8 議案等

報告第 5 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

9 議事の内容

（開会 午前 9 時 3 5 分）

田中教育長	ただいまから、令和 6 年流山市教育委員会会議第 6 回定例会を開会します。 まず、令和 6 年流山市教育委員会会議第 5 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。 （特になし との声あり）
田中教育長	特になしということですので、承認ということにします。 これより議事に入ります。 報告第 5 号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。
教育総務課長	（公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明） 本案件は、公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、流山市教育委員会組織規則第 5 条第 1 項の規定により臨時代理したので、同規則第 5 条第 2 項の規定により報告するものです。 事故の発生年月日は令和 6 年 4 月 9 日です。この日は 1 日中、大雨と強風が吹き荒れる天候でした。当日の午前 11 時頃、流山市立おおたかの森小学校の職員が、公務のため公用車で流山市立市野谷小学校に向かい、同校の駐車場に到着し車を降りようとした際に突風が吹き、運転席のドアが勢いよく開いてしまい、隣に駐車していた相手方車両の助手席側のドアに強く当たり破損させてしまった物損事故です。相手方は流山市内在住者であり、解決方法は、相手方の損害額の全額を市が負担することで令和 6 年 6 月 13 日に和解が成立しております。損害賠償額については、相手方車両の修理代に修理

期間中のレンタカー代を合わせて、合計５０万９，９７１円となります。なお、この損害賠償額については、市が加入する自動車保険から相手方に支払われ、市の歳入歳出予算からの直接の支出はありません。今後も事故防止については注意喚起をしてまいります。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員 公用車での出張ということですが、悪天候のために公用車を使用したということですか。それとも他の学校に行く時はいつも公用車を使うのですか。

教育総務課長 日常的に公用車を使用しています。よほど近距離であれば徒歩ということもあると思いますが、やはり市内はある程度の距離はありますので、リース車両を連絡用の公用車として全校に配置しています。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

（特になし との声あり）

田中教育長 特にないようですので、質疑等を終結します。
報告第５号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第５号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等事務連絡に移ります。指導課お願いします。

指導課長 （第７２回流山市小学校陸上競技大会について）

博物館長 （国登録有形文化財秋元家住宅土蔵保存修復工事の見学会について）

田中教育長 以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第6回定例会を終了します。

(閉会 午前9時45分)